

令和元年10月1日から、「2 最低制限価格の算出方法」が改正されました

平成27年4月1日

最終改正 令和元年10月1日

建設工事における最低制限価格制度の実施について（お知らせ）

知 多 市

知多市では、市が発注する建設工事の入札において、最低制限価格を設定しています。最低制限価格の算出方法及び公表時期等については、次のとおりです。

1 最低制限価格制度の対象

最低制限価格を設定する建設工事は、制限付き一般競争入札又は指名競争入札により行われる建設工事です。

2 最低制限価格の算出方法

最低制限価格は次の方法で算出します。

※下線部分が令和元年10月1日からの改正箇所

・消費税率の10%への引上げに対応

・最低制限価格の上限を「9/10」から「9.2/10」に、下限を「7/10」から「7.5/10」に、それぞれ引上げ

最低制限価格 = 下記の算定式で算出した額×1.1

算定式 =

直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×55%

(千円未満の端数切捨て)

※上記算定式で算出した額が予定価格の100/110の額(入札書比較価格)の9.2/10(千円未満の端数切捨て。以下同じ。)を超える場合は9.2/10に相当する額、7.5/10(千円未満の端数切上げ。以下同じ。)を下回る場合は7.5/10に相当する額を、算定式で算出した額とします。

※上記算定式により難しい場合には、予定価格の9.2/10から7.5/10の範囲で案件ごとに設定します。

3 最低制限価格の公表時期・方法

最低制限価格は、契約締結後に契約概要書を掲示することにより公表します。

なお、最低制限価格の入札前の事前公表は、平成27年4月1日以降行っていません。

4 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は、落札者となることはできません。

ご不明な点につきましては、財政課までお問い合わせください。